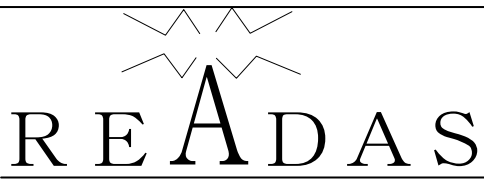


第 5077 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 9月30日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定拠出年金の限度額が改正に

Q：確定拠出年金の拠出限度額が改正になると聞いていましたが、どのようになりましたか？

A：平成26年10月1日から限度額が引き上げられます。

【解説】

確定拠出年金は、日本版401kと呼ばれているもので、企業型と個人型の2種類があり、従業員が支払う掛金は、全額「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除になることもあって、多くの人に利用されており、年々加入者が増加しているようです。

平成26年度の税制改正では、このうちの企業型の確定拠出年金の拠出限度額が改正されることとなっていました。このほど、確定拠出年金法施行令等が公布され、税制改正ではなく、年金法施行令等の改正という形で拠出限度額が次のように引き上げられることとなりました。

施行は平成26年10月1日からとなっています。

- ①他の企業年金がない場合
現行の月額5万1,000円から5万5,000円に改訂
- ②他の企業年金がある場合
現行の月額2万5,500円から2万7,500円に改訂

